

# 排出事業者による廃棄物の不適正保管

## 事例1



土木建設業かつ解体工事業を営むA社が、家屋解体工事等に伴い生じた建設系廃棄物を約7年間にわたり、自社の資材置場に不適正に保管(約3500m<sup>3</sup>、面積850m<sup>2</sup>、高さ10m)。

廃棄物の飛散・流出、木くず等の発火、硫化水素の発生などのおそれがある。

## 事例2

解体業を営むB社が、解体工事に伴い生じた建設系廃棄物を約3年にわたり、購入した山林に不適正に保管した(約7000m<sup>3</sup>、面積約1800m<sup>2</sup>、高さ約10m)。

廃棄物の飛散・流出、崩落、木くず等の発火(内部温度が60℃以上になっている)などのおそれがある。



# 帳簿について

## 概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理業者と一定の排出事業者は、事業場ごとに、その日行った処理について帳簿を記載し、5年間保存しなければならない。

帳簿の備付け違反、未記載、虚偽記載、保存義務違反については、30万円以下の罰金の対象となる。

〔 帳簿は、行政が立入検査に入った際に重要な証拠書類となる。〕

## 帳簿義務の対象者

- ① 廃棄物処理業者
- ② 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために許可施設を設置している排出事業者
- ③ 事業活動に伴い生ずる特別管理産業廃棄物を処理する排出事業者

## 排出事業者の帳簿記載事項(現行法上の上記②③の排出事業者)

行う処理の種類	記載事項(産業廃棄物の種類毎)
運搬	①運搬年月日、②運搬方法、運搬先ごとの運搬量、③積替保管を行う場合はその場所ごとの搬出量
運搬の委託	①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③運搬先ごとの委託量
処分	①処分年月日、②処分方法ごとの処分量、③処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③受託者ごとの委託の内容・委託量

## 立入検査等の際に証拠となる物件

	排出事業者				産業廃棄物処理業者
	産業廃棄物を自ら処理する場合 許可施設を設置して いない場合	産業廃棄物を自ら処理する場合 許可施設を設置して いる場合	特別管理産業廃棄物 を自ら処理する場合	委託して処理する場 合	
マニフェスト	×	×	×	○	○
帳簿	×	○	○	×	○

# 現場で排出事業者の特定が困難となるケース

## 建設廃棄物の不適正処理が発生するメカニズム

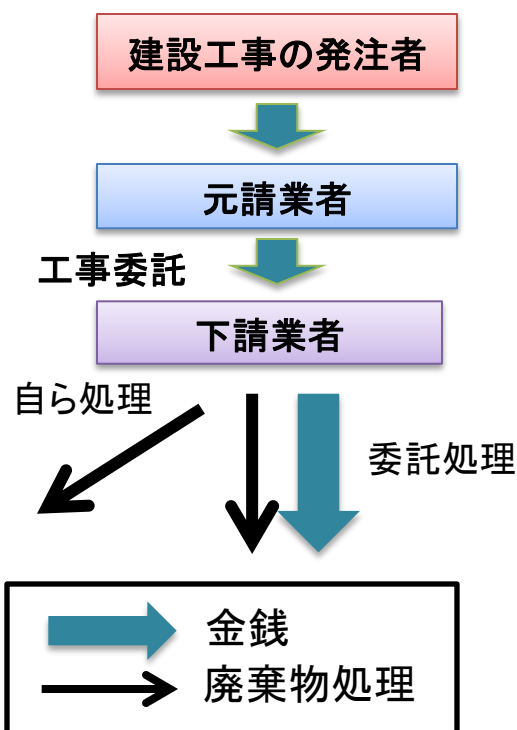
建設廃棄物適正処理の徹底については、自ら処理における適正処理の実施を確保するとともに、無許可業者への委託を防止することが不可欠である。

廃棄物処理法上は、産業廃棄物の処理に関して、排出事業者が責任を負うこととされており、建設工事等においては原則として元請業者が排出事業者とされているが、契約形態によっては、元請業者及び下請業者が排出事業者にも該当することもある。中にはこれを悪用して、本来排出事業者責任のないものが自ら処理をすると称して許可を取得せず不適正な処理を行うことがあり、それが問題であるとする意見がある。

また、無許可業者への処理委託等による不適正な事例も問題とされている。

出典「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」

## ■ 建設工事における事例



## 元請業者から下請業者へ工事を委託する場合の委託方式の違いによる廃掃法上の取扱い

元請業者から下請業者への工事委託方式	<原則>委託	<例外>全部又は独立した一部を一括委託	
		元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められないとき	元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められるとき
排出事業者となる者	元請業者	元請業者	元請業者と下請業者
下請業者が行う処理の位置づけ	委託処理	自ら処理	自ら処理
下請業者の処理業許可	必要	不要	不要

※ なお、平成18年に改正された建築士法等の一部を改正する法律により、共同住宅を新築する建設工事における一括下請は、建設業法上禁止されている。

# 産業廃棄物の処理に関する排出事業者の責任について

## 原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

自ら処理を行  
う場合

適正な処理を行うこと

➡ 処理基準の遵守義務

他人に委託  
して処理を  
行う場合

委託相手が適切な者が  
確認すること

委託契約を適正に締結  
すること

➡ 委託基準の遵守義務

処理が適正に  
行われたことを  
確認すること

処理の流れを把握し  
最終処分の終了まで  
確認すること

➡ マニフェスト制度の  
遵守義務

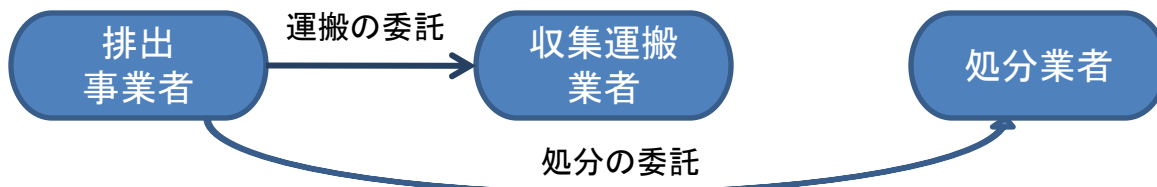
処理の内容が適正  
なものであったか  
確認すること

➡ —

# 産業廃棄物の処理を委託する際の基準

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する時は、以下の基準に従わなくてはならない。

■ 運搬については収集運搬業者、処分については処分業者にそれぞれ委託すること。



■ 委託しようとする処理が、その事業の範囲に含まれる者に委託すること。

■ 委託契約は、以下の条項を含み、書面で行い、5年間保存すること。

- 委託する産業廃棄物の種類・数量
- 運搬の最終目的地所在地
- 処分の場所の所在地、方法、施設処理能力
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者が許可業者の場合はその事業範囲
- 積替保管を行う場合はその場所の所在地、保管できる廃棄物の種類、保管上限
- 委託者の有する以下情報と、その情報が変更した場合の情報伝達方法
  - ◆ 産業廃棄物の性状・荷姿
  - ◆ 通常の保管状況下での腐敗、揮発など性状の変化
  - ◆ 他の廃棄物と混合することにより生ずる支障
  - ◆ 取扱う際に注意すべき事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関すること
- 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱い

■ 委託契約書には、以下の書面を添付すること。

- 受託者が、他人の産業廃棄物の処理を業として行うことであって、委託しようとする産業廃棄物の処理が、その事業範囲に含まれることを証する書面（許可証の写し、認定証の写しなど）



# マニフェスト制度について

## 趣旨

廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等に不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保すること。

## 概要

事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む。)に対して、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、委託内容どおりに適正に処理されたことを、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、最終処分まで確認することを義務付けるもの。

マニフェスト交付者(排出事業者・中間処理業者)は、

- ① マニフェストを一定期間内に受け取らないとき
- ② 受け取ったマニフェストが、必要な記載事項を欠き、または虚偽記載があるときは、適切な措置を講じなければならない。

### 講ずべき適切な措置

- ・生活環境保全上の支障の発生の防止及び支障の除去に必要な措置を講ずること
- ・その講じた措置の内容を都道府県知事に届け出ること